

第2章 基本方針

1 良好な景観形成の基本目標	18
2 各主体の役割	21
3 県の役割	22
4 良好な景観形成の基本方針	23

1 良好な景観形成の基本目標

県土の景観形成にあたっては、県と県内の全市町が景観行政団体となり主体的に取り組むことを前提として、長崎県の未来の景観の目標とキャッチフレーズを定めました。

キャッチフレーズは、「美しい長崎・景観宣言」としました。5つの目標に向かって施策を積極的に進め、住む人、訪れる人、どちらにとっても魅力ある長崎らしい景観を実現する決意を表わしたものです。

この目標達成のため、多様な主体の役割を踏まえた基本方針を示し、それに基づき各主体が協力、連携して良好な景観形成を推進することが必要となります。

そのため、次項以降では各々が求められる役割を整理して、美しく長崎らしい景観形成実現のため、県が行うべき取組の基本方針を明確にします。

なお、県内各市町において策定される景観計画においても、第1章で示した県の景観特性などを踏まえ、本目標に沿った景観形成・誘導を行うことが期待されます。

目標とする5つの景観イメージ



① 蒼い海と火山の自然景観

海・海沿い・島の自然景観や活火山を始めとした地形景観、及び地域住民との共生により形成されてきた里山などの景観は、長崎県景観の代表的な特徴を形成しています。そのような豊かな自然を感じることができる景観を保全することが目標です。



② 海外交流や日本近代化の歴史を示す重層的な文化景観

西欧、東南アジア、中国大陸、朝鮮半島を始めとした海外と在来文化の交流の歴史は、様々な影響を本県にもたらしました。たとえば交易による影響は、史跡やキリシタン文化などとして現在まで色濃く残り、県内各地の歴史に時代的な地層を形成し、その重層的な歴史文化は全国でも稀な特徴を形成しています。

また、日本近代化が短期間に、かつ飛躍的に進む原動力となった造船や石炭などの産業景観や、被爆県であることから世界に平和を発信するイメージなども本県の景観を織りなす歴史的要素として欠くことができないものです。

そのような歴史文化の重層的な景観を育成することが目標です。



③ 生活文化や地域への愛着がにじみ出る景観

県内各地域には各々異なる歴史的条件や地形を始めとした自然的条件があり、その条件に即した生業やまちなみなどが形成されています。平坦な水田や石積みの段々畑あるいはお茶畑等の農村景観、漁船や網の作業場あるいは海苔養殖のひび等の漁村景観、さらに多様な集落のたたずまいなどは、地域に根ざしその特徴を継承する生活文化の景観的資源となっています。



また、生活に密着するような身近なところでは、花壇づくりを始め生活環境を彩る活動、あるいは清掃美化や広告物等の課題に対処する活動など、いわば手づくり的な活動が行われ、愛着や誇りが自ずとにじみでるような景観が広がっています。

このように生活文化の景観を守りながら、県内全域で手づくり的な景観の活動を活発にすることで、生活に根ざした地域ならではの魅力やおもてなしの心が感じられるような景観の良さを高めることが目標です。



④ 代表的な景観を巡って楽しめる周遊景観

上記①～③に示した自然景観や歴史文化景観、生業や暮らしの景観、及び花壇など各人が工夫した手づくりの景観などそれぞれの景観を、あるいは県内のキリスト教関連の世界遺産などテーマを設定した景観を、⑤の各地の景観づくりの担い手を始めとする地域住民とふれあいながら巡りあるいは歩くことによって楽しみ、地域景観の良さを学ぶ事ができるようにすることが目標です。



⑤ 景観づくりを支える担い手づくり

上記で示した長崎県の良い景観像を守り、育てて行くためには、そこに住む人々の世代を超えた息の長い取組が必要です。例えばオープンガーデン^(※6)の取組や、家屋改修時のまちなみ調和への配慮一つとっても、所有者が地域内の認識に立って継続的に景観形成に関与していくことの大切さがわかります。しかし、県民が個人単位で、あるいは団体等で地道な景観形成活動を積み重ねて行くためには、主体となって活動し、あるいは他人の活動を理解して協力する担い手の育成が重要になります。

そのような人材を県内各地域に増加させ、地域内外での担い手のネットワーク形成を促進することで本県の良好な景観を、点から線、そして面へと広げ、県全体としての景観向上に繋げることが目標です。



※6 オープンガーデン：個人の庭などを一定期間訪れる人々に公開すること。1920年代にイギリスで始まった活動です。有名な取組として、北海道恵庭市の事例等があります。

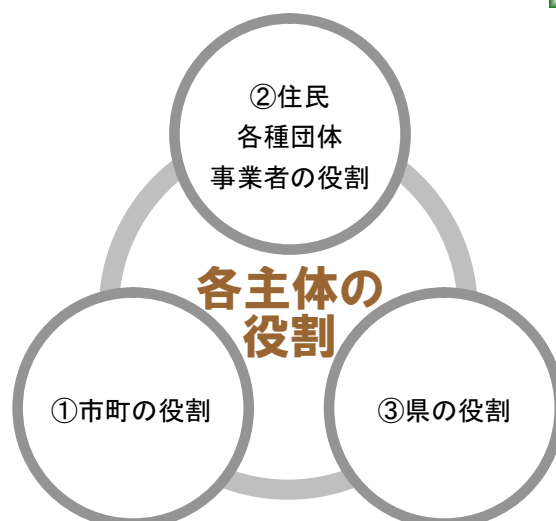
2 各主体の役割



地域の景観は、例えば建築物、道路、樹木といった多様な要素から成り立っています。そして、所有者や管理者、使用者などの多様な主体が関わっています。そのため、地域景観を向上させるには、地域景観に関わる多様な主体が、何らかのかたちで相互に連携して取り組むことが求められます。

また、近年の観光志向は地域の景観が観光対象として重視されてきており、県の観光振興条例においても、それぞれの主体と役割が明記されています。

ここではその主体を、住民・各種団体・事業者と、市町、及び県に分けて、各々の役割を下記のとおり整理し、明確化しました。



① 市町の役割

景観法に基づく景観施策において、市町は景観行政団体として景観計画を策定し、地域住民の参加を得て、主体的に景観向上を図ることが求められています。

さらに市町には、景観づくりに取り組む担い手の育成とともに、多様な景観まちづくりを住民や事業者と連携して進めることにより、地域資源の保全・活用や景観に配慮した各種公共施設の整備を行い、地域の個性を保全創出し、住み心地の向上や交流人口の拡大に向けて努力する責務があります。

② 住民・各種団体・事業者の役割

住民や各種団体及び事業者は、自分たちの地域の景観的な良さを再発見し、守り、創出するなど、その向上に努める役割があります。

建築物等を建設する時や建設後の維持管理にあたっては、地域景観が良くなるように努めることが期待され、少なくとも新しい建築物等は周辺景観と調和するように景観的な配慮をする必要があります。また、地域景観を向上させるために市町や県が行う景観施策に主体的に参加・協力することが求められます。

③ 県の役割

県は、良好な景観形成の基本的な方向性を示し、率先してその実現を図るとともに、住民や市町と連携して具体的な施策に取り組み、また県内各地域における景観まちづくり活動を支援し相互の連携を促進する役割があります。

県には自らがイニシアティブをとって推進する方策とともに、市町との関係及び住民や事業者との関係における役割があります。次項に「3 県の役割」として示しました。

3 県の役割



県土は島が多く、また歴史や地形に基づく多様な地域景観によって構成されています。したがって県は、各地域の景観特性を活かしつつ、県土の良好な景観形成を推進するため、市町の連携促進や行政区域を越えた広域調整等の役割を担う必要があります。

(1) 先導的な役割

① 広域的自治体として

県が先導的に推進すべき役割としては、全国及び東アジアにおける長崎県の特徴を重視すること、広域的に定住人口と交流人口を拡大させることが重要です。

そのために、県を代表する景観的特徴を守り、その景観に対して広く県民が愛着や誇りを持つようにする方策について、県が率先して方針を示す必要があります。

地域の主体的な景観形成は市町、広域景観形成は県といった明確な役割分担を示し、広域的な視点から県土の良好な景観形成が効率的に行われるよう先導することが必要です。

② 公共事業・施設の整備主体として、あるいは市町との関係から

良好な景観形成を推進する主体として地域景観に配慮し、あるいは施設のデザイン等において市町の公共事業等の規範・モデルとなるような魅力ある公共施設を整備することも先導的な県の役割です。

(2) 調整と支援の役割

① 市町との関係（支援）

上記（1）の広域自治体としての役割から、景観法の制度（景観計画に基づく規制・誘導、連携など）を活用し、地域景観形成を主体的かつ、より効果的に促進する市町が増加するよう、技術及び財政的支援を行うことは県の役割と考えられます。

② 市町との関係、住民や事業者等との関係（調整・支援）

市町の行政区域を越えた広域の景観形成等について、県が主体となり、市町や住民団体等のネットワークの形成支援や、市町・国・住民・各種団体あるいは事業者と連携した広域調整と支援を推進することも重要です。

③ 住民や事業者等との関係（支援）

市町や住民等の景観まちづくり活動が継続的に行われるように、これらの主体的かつ継続的な活動に対する支援が必要です。

(3) その他、市町が景観計画を策定するまでの役割(市町による規制・誘導措置の補完)

地域景観形成に大きな影響を与える、地形等の大規模な改変や眺望景観の阻害などについては、地域の事情に精通した市町において景観法の規制・誘導制度を活用することで、適正な保全を図ることが期待されています。

しかし、景観計画未策定の市町では、景観への阻害行為に対応することは制度的に難しいため、大規模建築物を始めとした改変行為について、県が当面景観法に基づく行為規制・誘導策を導入することで、その影響を少なくすることが求められます。

4 良好な景観形成の基本方針



(1) 基本的な姿勢

長崎県では、自然景観、歴史文化景観、地形景観、あるいはこれらを背景にした生業やまちなみによる複合的な景観が形成され、その地域ごとの多様性が本県景観の特徴となっています。

その多様な景観を大切にしつつ、良好な景観形成を効果的かつ効率的に進めるためには、地域により身近な市町や住民が主体的に取り組むことが重要であるとの考えから、従来の美しいまちづくり推進制度を継承しつつ、引続き住民や市町に対して景観まちづくり活動の支援を行っていくこととします。

同時に、特徴ある景観が県内随所に広範囲に存在するため、県は、広域的な観点から一体性や連続性を保ちつつ、本県特有の良さが感じられる景観づくりを、戦略的かつ重点的に進めていくこととします。

(2) 基本方針

第1章4「良好な景観形成に向けての課題」や本章1「良好な景観形成の基本目標」などに基づき、本章3「県の役割」も踏まえながら、良好な景観形成の基本方針を下記のとおり定めます。

A 広域的な景観形成

①代表的な景観の重視

- ・県を代表する特徴的景観を重視し、広域的な県土の景観形成方針を示し、交流人口拡大などを目指します。
- ・そのため重要な景観資産を保全すると共に、市町の範囲を超えて広がる特徴のあるエリア景観やルート景観の形成を行います。

【広域自治体としての先導性】

- ・特徴のあるエリア景観としては、例えば、大眺望・海／海沿い／島・文化的景観等があり、ルート景観としては主要な道路の沿道景観等があります。
- ・これらの広域景観形成には、県が先導して市町、住民等の調整、支援を行うことが必要です。【市町、住民等への調整・支援】

②地形景観の重視

- ・地域景観の素地として地形景観を大切にします。
- ・地形が地域を特徴づけることの多い本県では、特に地形景観への対処が重要です。上記「①代表的な景観の重視」における特徴的なエリア景観も多くは地形がその素地になっています。
- ・そのため、地形景観に影響を与える大規模開発や大規模建築物を対象とした行為規制（景観行政団体である市町、それ以外の市町の区域は当面県）を行い、また植栽や緑化などを重視します。

【市町による規制・誘導措置の補充】

B 地域主体による景観形成活動への支援・活性化

③市町の景観行政団体への移行促進等

- ・地域ごとの豊かな多様性が本県の景観の特徴です。良好な地域景観の形成は、きめ細やかな規制・誘導等が必要なため地域に身近な市町が行うことが適切です。
- ・このため、市町の意識醸成を図るとともに、市町が区域内の景観形成を総合的に推進できる景観行政団体への移行を促進するなど、県として実施可能な支援を行います。【市町への支援】

④市町や住民団体が提案する活動への支援

- ・景観活動には様々なものがあり、そのニーズも多様化しています。
- ・市町や住民団体、事業者等が提案する景観活動について県ができる支援を行い、住民の景観への意識醸成を図り、市町の景観計画が円滑に進むようにします。【市町、住民等への支援】

⑤景観活動のネットワークの形成

- ・景観まちづくりでは人のつながりが重要です。
- ・市町や住民団体等のネットワーク形成を支援します。

【市町、住民等への支援】

⑥市町と住民への支援

- ・継続的に行われる市町と住民の景観活動に対するこれまでの支援方策を見直し、必要な方策は継承します。

【市町、住民等への支援】

C 県公共事業による先導的・誘導的な景観形成

⑦県営公共事業等での景観形成

- ・公共施設は地域景観に対する影響が大きいため、県営公共事業等のデザインについて、地域景観に配慮した事業を行います。

【公共事業・施設の整備主体、市町に対する先導性】